

農地等権利移動許可申請書

年 月 日

長門市農業委員会会長 様

譲受人 住所
(借受人) 氏名

申請者

譲渡人 住所
(貸付人) 氏名

下記のとおり農地等の権利移動の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	市町	大字	字	地番	地目		面積	利用状況	所有者	耕作者	備考
					登記簿	現況					
土地の表示等							m ²				
現況地目別面積	田			畑			採草放牧地	計			
	m ²			m ²			m ²	m ²			
権利移動の区分	所有権の移転 賃借権の設定 使用貸借による権利の設定 その他 ()										
譲受人(借受人)及びその世帯員等が現在耕作し、又は所有している農地等	区分		田 (A)	畑 (B)	計 (A)+(B)		採草放牧地				
	耕作地(所有地) ①		m ²	m ²	m ²		m ²				
	耕作地(借地) ②										
	計 ①+②										
	貸付地 ③										
合計 ①+②+③											
申請書作成者	氏名(法人にあつては担当者の職氏名)							※農業委員会受付欄			
	勤務先(法人にあつてはその事業所)の名称										
	電話番号			局番							

申請者の職業若しくは業種又は業務内容	譲受人（借受人）							
	譲渡人（貸付人）							
農地等の権利移動をしようとする事由	譲受人（借受人）							
	譲渡人（貸付人）							
農地等の権利移動に係る契約の内容	契約の種別		売買 贈与 交換 賃貸借 使用貸借 その他（ ）					
	権利の設定又は移転の時期		年 月 日					
	売買価格又は年間賃料及び契約期間		円 年 月 日から 年 月 日まで					
農作業に従事する者の状況	譲受人（借受人）及びその世帯員等	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験年数	通作距離	年間農作業従事日数
						年	km	日
	雇用等による従事者	区分	年間延べ人数	平均農作業経験年数	平均通作距離	年間延べ農作業従事日数		
現在		人	年	km	日			
増員予定								
その他参考となるべき事項								

添付書類

- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書
- 4 公図の写し
- 5 権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、法人調書
- 6 営農計画書
- 7 耕作証明書
- 8 農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合にあっては、当該権利移動に係る契約書の写し
- 9 その他（ ）

- 注
- 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
 - 3 「土地の表示等」欄の「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
 - 4 「土地の表示等」欄の「備考」欄は、所有権以外の使用収益権が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容を記入すること。
 - 5 「権利移動の区分」欄及び「農地等の権利移動に係る契約の内容」欄の「契約の種別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 6 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

営 農 計 画 書

農地等に係る 権利の取得の目的 及び経営の方針	
作目及び利用計画	
必要な作業及び その従事者並びに 労力の確保の方法	
通作の距離、 時間及び方法	
農機具の保有 状況、購入予定 及び保管場所	
農作物の出荷先	
農業協同組合及び 農業共済組合への 加入状況（予定）	
周辺地域における 農地等の利用に 対する影響及び その調整の状況	
地域の農業に おける他の農業 者との役割 分担の計画	
その他参考と なるべき事項	

注 1 「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」欄は、農地法第3条第3項の規定により農地等の権利移動の許可を受けようとする場合に記入するとともに、当該役割分担について遵守する旨を記載した確約書を添付すること。

2 「その他参考となるべき事項」欄は、農作業の経験がない場合の技術の取得の方法、所有権の移転と利用権の設定を併せて行う場合の理由等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式（第2条関係）

耕 作 証 明 書

土地の所在	地番	地目 (現況)	面積	利用 状況	普 通 収穫高	所有者 (耕作者)	権利の 種 類	休耕している 場合の理由	※台帳 照合
		()	m ²		kg/10a	()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
		()				()			
合 計									
面積の内訳	現に耕作している農地等				m ² (うち借地		m ²)		
	現に耕作していない農地等				m ² (うち貸付地		m ²)		
<p>私（世帯員等を含む。）が現在耕作し、又は所有している農地及び採草放牧地は、上記のとおり相違ないことを証明してください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 <input type="checkbox"/></p>									
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農業委員会 <input type="checkbox"/></p>									

- 注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
- 2 「土地の所在」欄は、当該土地に係る市町、大字及び字の名称を記入すること。
- 3 「地目（現況）」欄は、登記簿地目を記入し、（ ）内に現況地目を記入すること。
- 4 「利用状況」欄は、田の場合にあっては一毛作又は二毛作の別を、畑の場合にあっては普通畑、果樹園、桑園又は茶園の別を、採草放牧地の場合にあっては採草地又は放牧地の別を記入すること。
- 5 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、使用貸借権又は地上権の別を記入すること。
- 6 ※印欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人（以下甲という。）及び賃借人（以下乙という。）は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を長門市農業委員会に提出する。

年 月 日

賃貸人	住所	
	氏名	□
賃借人	住所	
	氏名	□

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、年 月 日から 年 月 日まで 年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6箇月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

(1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

(2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。

(3) 目的物の改良は乙が行うことができる。

(4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

(1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。

- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の 年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び借借人の費用 に関する支払区分の内容	借借人の支払額についての賃 借人の償還すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

(記載要領)

1 法人にあっては、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載すること。

2 契約の目的物は別表1に表示すること。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載すること。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載すること。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、更にその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載すること。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載すること。

3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6箇月前まで」を「6箇月前から1箇月前まで」とする。

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条又は第5条に違反している場合、農地法第30条第3項1号に該当する場合等とする。

5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載すること。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とする。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載すること。

6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を契約書例別表2に記載すること。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載すること。

7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を契約書例別表3に記載すること。

8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載すること。

9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載すること。

注 この契約書は、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする場合に許可申請書に添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。